

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年2月12日
【四半期会計期間】	第49期第1四半期（自平成26年10月1日至平成26年12月31日）
【会社名】	株式会社T K C
【英訳名】	T K C Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028) 648 - 2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03) 3235 - 5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社T K C東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第48期 第1四半期連結 累計期間	第49期 第1四半期連結 累計期間	第48期
会計期間	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日	自平成26年 10月1日 至平成26年 12月31日	自平成25年 10月1日 至平成26年 9月30日
売上高 (百万円)	11,322	12,178	54,502
経常利益 (百万円)	800	1,287	6,401
四半期(当期)純利益 (百万円)	447	813	3,604
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	842	925	3,827
純資産額 (百万円)	57,717	60,258	59,906
総資産額 (百万円)	69,022	70,039	75,266
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	16.81	30.67	135.55
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	16.78	30.57	135.15
自己資本比率 (%)	81.6	84.0	77.7

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等(消費税及び地方消費税をいう。以下同じ)は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

経営成績

株式会社T K Cおよびその連結子会社等4社を含む連結グループの当第1四半期連結累計期間（以下、当第1四半期）における経営成績は、売上高が12,178百万円（前年同四半期連結累計期間比（以下、前期比）7.6%増）、営業利益は1,226百万円（前期比66.3%増）、経常利益は1,287百万円（前期比60.7%増）、四半期純利益は813百万円（前期比81.8%増）となりました。

当第1四半期の売上高・営業利益・経常利益・四半期純利益は、前期実績を超える結果となりました。その主たる要因は、会計事務所事業および地方公共団体事業の両部門において、いずれもクラウドサービスの受注が順調に伸展しソフトウェアおよびシステム立ち上げに係る売上が増加したことによります。

当第1四半期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

1. 当社グループの当第1四半期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

会計事務所事業部門における売上高は8,866百万円（前期比0.5%減）、営業利益は1,171百万円（前期比15.6%増）の業績となりました。

コンピューター・サービス売上高は、前期比0.8%減となりました。これは、中堅企業向け統合型会計情報システム「F X 4クラウド」をはじめとするクラウドサービスの利用件数が伸展した一方で、これまで当社センターシステムで出力していた会計帳簿等を、会計事務所または関与先企業においても出力可能とする機能強化を図るとともに価格引き下げを行ったことによるものです。

ソフトウェア売上高は、前期比7.1%増となりました。これは、F X 4クラウドの利用件数が伸展し、これに伴うソフトウェアレンタル売上が増加したことによるものです。

コンサルティング・サービス売上高は、前期比3.1%減となりました。これは、F X 4クラウドについて、クライアント・サーバー型システムからクラウドサービスへの移行が伸展したことによりハードウェア保守料収入が減少していることによるものです。

パソコン、サーバー等のハードウェア売上高は、前期比2.8%減となりました。これは、クラウドサービスへの移行の伸展によりサーバーの需要が減少したことと、前期においてはマイクロソフト社のWindowsXPのサポート終了や消費税増税によるパソコンのリプレース需要が高まりましたが、当期はこのような要因がないことによります。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

地方公共団体事業部門における売上高は2,492百万円（前期比52.8%増）、営業利益は147百万円（前期は営業損失195百万円）の業績となりました。

コンピューター・サービス売上高は、前期比11.7%増となりました。これは、衆議院解散総選挙に伴うセンター売上が増加したことによるものです。

ソフトウェア売上高は、前期比97.5%増となりました。これは、番号制度開始に伴う住基システムの改修対応を行ったことなどによるものです。

コンサルティング・サービス売上高は、前期比423.2%増となりました。これは、前期までに受注したT A S Kクラウドサービスの移行業務が一部団体で完了し、その導入支援に関する売上が増加したことによるものです。

パソコン、サーバー等のハードウェア売上高は、前期比147.1%増となりました。これは、前期までに受注した顧客団体へのパソコン、サーバー等のハードウェア納入が完了したことによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

印刷事業部門における売上高は818百万円（前期比4.8%増）、営業損失は95百万円（前期は営業損失82百万円）の業績となりました。

データプリントサービス関連商品の売上高は、前期比20.8%増となりました。これは、衆議院解散総選挙関連商品や官公庁の大口入札案件等の受注が増加したことによるものです。

ビジネスフォーム関連の売上高は、前期比6.4%減となりました。これは、前期獲得した大口定期帳票の受注が増えているものの、ビジネス帳票全体では需要減退が続いていることによるものです。

2. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づいて、顧客である税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会（平成26年12月31日現在の会員数は1万800名）との密接な連携の下で事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

（1）TKC全国会の活動について

TKC全国会創設50周年（2021年）に向けての政策課題と戦略目標

TKC全国会では、「TKC全国会創設50周年に向けての政策課題と戦略目標」を掲げ、TKC会員事務所数の拡大と関与先企業数100万社を目指した戦略目標を設定するとともに、「中小企業の存続・発展の支援」に向けた積極的な取り組みを行っています。

その具体的な戦略目標は以下のとおりです。

- 1) TKC会員事務所数：1万超事務所
- 2) TKC会員事務所の税理士数：1万5,000人
- 3) K（継続MASシステムの徹底活用）・F（TKC自計化システムの普及）・S（税理士法第33条の2による「書面添付」の実践と「記帳適時性証明書」の決算書への積極的な添付と開示、「中小会計要領」の普及）：各50万社
- 4) 巡回監査士数：2万人
- 5) 企業防衛加入関与先企業数：30万社

TKC全国会の重点活動テーマ

TKC全国会では、平成26年1月17日に開催されたTKC全国会政策発表会において、戦略目標を実現するためのロードマップを発表し、統一行動テーマ「Chance, Change and Challenge 未来を拓く。TKC会計人の新成長戦略2021!」を掲げました。

このロードマップでは、創設50周年までの期間を3つに分け、その第1ステージとなる平成28年12月末までの具体的な活動を以下のとおり定めています。

- 1) 会計指導力を強化し、企業の存続発展に貢献しよう
 - a. 経営者の計数管理能力の向上を支援する（TKC自計化システムを活用）
 - b. 関与先企業の業績管理体制の構築を支援する（継続MASシステムを活用）
 - c. 巡回監査を通じて月次決算体制の構築を支援する（巡回監査支援システムを活用）
- 2) 書面添付を推進し、税理士業務の完璧な履行を目指そう
 - a. 書面添付実践事務所数を拡大する
 - b. 書面添付実践件数を増やす
 - c. 書面添付の記載内容の充実を図る
- 3) 決算書の信頼性向上を図り、金融機関との連携を深めよう
 - a. 「記帳適時性証明書」を決算書に添付する
 - b. 税理士法第33条の2による書面を決算書に添付する
 - c. 中小会計要領（または中小会計指針）に準拠した決算書を作成する
- 4) 会員数の拡大活動に参画し、組織の活性化を図ろう

こうしたTKC全国会の活動は、当社が提供するシステムやサービスの活用が前提となっています。当社ではこれらTKC全国会の活動を支援し、中小企業の存続と発展に役立つコンピューター・サービス、ソフトウェアなどの開発・提供へ積極的に取り組んでいます。

（2）高まる税理士への社会からの期待

TKC全国会の活動の背景には、税理士が果たす役割に対して社会からの期待が高まっていることが挙げられます。

「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業経営力強化支援法）」（平成24年8月30日施行）では、税理士・税理士法人等が中小企業への経営支援の担い手として公的な支援機関である「経営革新等支援機関」（以下、認定支援機関）に位置付けられました。

また、平成25年12月5日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」（経営者保証に関するガイドライン研究会）でも、経営者に対して事業計画の作成や業績見通し、およびその進捗状況等の財務状況の正確な把握と適時適切な情報開示等による経営の透明性の確保が求められ、信頼性向上の観点から「外部専門家（公認会計士・税理士等）」による検証とその結果を併せた開示が望ましいとされています。

(3) 「T K C 経営戦略2021」について

当社は、平成26年1月に「T K C 経営戦略2021」を発表しました。これはT K C 全国会の戦略目標達成を支援するため、当社が重点的に支援する項目を「T K C 会員事務所数1万超事務所」と「T K C 自計化システム50万社」の2つとし、その具体的な施策をまとめたものです。

当期においては、2つの支援項目に関連したT K C 全国会のプロジェクトの活動期限が平成26年12月末であることから、この目標達成に向けた積極的な支援活動を行いました。

「中堅企業自計化推進プロジェクト」への支援活動

当社では、T K C 会員事務所の中堅優良関与先の離脱防止と関与先企業拡大の支援を目的として、年商5億～50億円規模の中堅企業向け統合型会計情報システム「F X 4クラウド」を提供しています。

T K C 全国会では、このF X 4クラウドを活用した会計事務所のビジネスモデル確立を目的としてT K C 全国会中堅企業自計化推進プロジェクトを設置しています。プロジェクトでは、F X 4クラウド利用企業純増5,000社（期間：平成24年1月～26年12月）を目標として、T K C 会員に対してその活用を推進してきました。

当社ではプロジェクトの指導の下、その目標達成を支援するためT K C 会員事務所への推進活動を行うとともに、中堅企業に対するT K C 会員事務所と連携した利用促進活動を行いました。その結果、純増数はプロジェクトの目標数を超え、平成26年12月31日現在の利用企業数は、6,200社となりました。

「T K C 会員事務所数1万超事務所」に向けた「プロジェクト9001」への支援活動

T K C 全国会では、「T K C 会員事務所数1万超事務所」を実現するため、平成26年12月31日までにT K C 会員事務所を9,000事務所超とする計画を掲げ、「プロジェクト9001」として積極的な活動を展開してきました。

当社ではこうしたT K C 全国会の活動と緊密に連携し、T K C 会員から紹介を受けた未入会税理士への訪問活動を行うとともに、会計事務所経営セミナーやT K C 会員事務所見学会を開催して入会促進を行いました。特に当期においては、11月20日に福岡で開催された「T K C ニューメンバーズ・フォーラム2014」への参加促進とその後の入会促進に注力しました。フォーラムには約150名の未入会税理士が参加し、うち約60名が入会しました。

こうした活動の結果、当期の入会数は110名となり、平成26年12月31日現在でのT K C 会員数は10,800、事務所数は9,000となりました。

中小企業に対する自計化推進活動（「F X 2」と「e21まいスター」の推進活動）

当社では、中小企業経営者が自社の経営状況をタイムリーに把握するとともに、経営改善計画の進捗状況の確認を支援する自計化システム「F X 2」と「e21まいスター」の普及促進に注力しています。

当社ではこの普及促進策の一環として、会計帳簿等をT K C 統合情報センターで印刷し陸送により会員事務所へ提供する方式に加え、新たにF X 2およびe21まいスターからの印刷を選択することができる「制度会計タブ」サービスを開始しました。

これは、当社システムの「自社データセンターによるセキュアなデータ保管」や「T K C 経営指標による同業他社比較」、「『記帳適時性証明書（会計帳簿作成の適時性 会社法第432条 と電子申告に関する証明書）』による決算書の信頼性向上」などの強みに、新たなサービスを提供することでF X シリーズの商品力を一段と強化することを目的としたものです。

また「制度会計タブ」サービスの提供に際し、これを選択した関与先企業分の処理料金を従来より引き下げました。これは会計事務所に対して、F X シリーズ利用による自計化推進のメリットを強化し、さらなる普及促進を図るために実施したものです。

こうした活動の結果、F X シリーズは、平成26年12月31日現在で約20万5,000社の関与先企業に利用されています。

(4) 「T K C 全国会7000プロジェクト」への支援活動

T K C 全国会では、平成26年3月20日に開催されたT K C 全国会正副会長会において、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」へ積極的に取り組むことを決議しました。これは、認定支援機関として登録したT K C 会員が関与先企業の経営改善計画策定を支援し、平成27年3月までに7,000件の利用申請の実施に取り組むものです。

当社では、同事業にまだ取り組んでいないT K C 会員に対して積極的な参加を働きかけるとともに、「経営改善計画書」の策定に役立つ継続M A S システムの活用と、計画のモニタリングを支援するF X シリーズの利用を促進しました。

また、この支援事業への取り組みは税理士業界全体の課題と捉え、認定支援機関である未入会税理士に対してT K C 会員の積極的な実践例やそのノウハウを紹介することでT K C 全国会への入会促進を行いました。

(5) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

「記帳適時性証明書」の提供

当社では、T K C 会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、「記帳適時性証明書」を発行しています。これは、過去データの遡及的な訂正・加除の会計処理（追加・訂正・削除）を禁止する当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたもので、T K C 会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでの全ての業務プロセスを適時に完了したことを、株式会社T K C が第三者として証明するものです。

記帳適時性証明書は金融機関からも高く評価され、平成26年12月31日現在、三菱東京UFJ銀行の融資商品「極め」をはじめ商工組合中央金庫など全国40の金融機関において、融資や金利優遇の判断に記帳適時性証明書をを用いる融資商品が発表されています。

当社では、積極的な広報・広告活動を通じて、記帳適時性証明書の認知度向上と理解の促進を図っています。

(6) 関与先拡大支援活動

中堅・大企業市場における関与先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、グループの成長戦略として海外展開を準備する企業が増える一方、すでに海外展開している企業では海外子会社の財務情報の適正性、正確性、迅速性が課題となるなど、海外子会社を含めたグループ業績管理体制の強化が必至となっています。また、IFRS（国際会計基準）については、上場企業を中心に任意適用企業が増加しています。加えて、平成27年5月に施行予定の改正会社法により、コーポレートガバナンスの強化や企業グループ内部統制システムの強化が予測されます。

税務分野においては連結納税制度の適用法人が年々増加し、その裾野は中堅・大企業から中小企業へと広がっています。さらに、全ての市区町村で地方税電子申告の受付を開始したのを受け、今後、中堅・大企業においても電子申告の利用が急速に進むことが予想されます。

当社では、このような環境の変化を捉え、中堅・大企業向けに「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」ほか）を積極的に推進し、平成26年12月31日現在で約2,300企業グループ（約1万5,100社）に利用されています。

当期においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成26年12月31日現在の会員数は約1,100名）と連携して「IFRS」「税制改正」「移転価格税制」をテーマとしたセミナーを開いたほか、12月には「TKC企業グループマネジメントフォーラム」を初めて開催しました。また、前期に引き続き当社システムユーザーに対して、企業グループ全体の決算・申告に係る業務を網羅する当社システムの強みを生かしたクロスセールスを実施しました。

海外展開支援

西武信用金庫主催の「第15回ビジネスフェアfrom TAMA」への出展など、各国の会計システムと連携し、親会社が海外子会社の経営状況をリアルタイムで容易に把握することのできる「海外ビジネスモニター（英語名：Overseas Business Monitor）」の推進に取り組みました。

また、平成26年12月5日には西武信用金庫と中小企業の海外展開支援を目的とした包括的連携協定を締結しました。

(7) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全ての法律分野にわたる26万2,000件超（平成26年12月31日現在）の判例等を収録しています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」には約85万9,000件の文献情報、46の「専門誌等データベース」を収録し、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成26年12月31日現在で約1万4,500超の機関に利用されています。

当期においても、株式会社ぎょうせいとの共同販売体制によるTKCローライブラリー基本サービスセット、交通事故関連やビジネス法務関連など実務に役立つコンテンツを軸とした販売促進へ取り組むとともに、登録5年未満の弁護士を対象とした「法律事務所実務セミナー」を定期的開催し好評を得ました。これにより、弁護士や企業法務部等の実務家への販売強化を図っています。

アカデミック市場では、厳しい経営環境にある法科大学院に対してコストパフォーマンスの高い「TKC法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用を提案し、現在71校で利用されています。また、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援するための演習システム（「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」）に加え、新たに「学習支援NAVI」「判例学習ドリル」の2システムを投入し、司法試験に向けた学習計画と進捗管理および必須の判例学習と演習が行える機能を提供したことにより、利用者が拡大しています。

さらに「TKCローライブラリー（海外版）」の代理店販売は、大韓民国や台湾をはじめとするアジア諸国、ドイツ、イギリス、アメリカなど各国の裁判所や政府機関、大学、法律事務所等からの引き合いがあり、平成26年12月31日現在で50件超のライセンスが利用され、アジア諸国を中心に今後も利用拡大が見込まれています。

3. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 「TKC行政クラウドサービス」の開発・提供

地方公共団体向けクラウドサービスとして、人口50万人程度までの市区町村を対象とする「TKC行政クラウドサービス」を提供しており、その利用ユーザーは約900団体に達しています。このサービスは、住民向け・基幹系・庁内情報系の各サービスを支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」により構成されます。

なかでもTASKクラウドサービスは、当社データセンター(TISC)を運用拠点として全国の市区町村が単一のパッケージシステムを共同で利用(単独利用・複数団体による共同利用のいずれも可)できることから、総務省が推進する「自治体クラウド」の観点からも注目され、基幹系(住基・税)サービスでは平成26年12月31日現在で「大槌町・野田村・善代村自治体クラウド」(3町村)や「埼玉県町村情報システム共同化推進協議会」(18町村)、「いばらき自治体クラウド基幹業務運営協議会」(4市町)などを含む全国約70団体で稼働しています。

なお、TASKクラウドサービスは番号制度へ対応するとともに大幅な機能強化を図り、平成27年春より「新世代TASKクラウド(番号制度対応版)」として提供を開始する予定です。これに先立ち、当期においては栃木県大田原市と佐野市でパイロット運用を開始し、顧客団体と連携したシステムの検証作業を進めました。

(2) 住民向けサービスの拡充

平成28年1月からの個人番号の利用開始に伴い、総務省が推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」サービスの導入機運が急速に高まっています。当社では、これを実現するシステムとして「TASKクラウド証明書コンビニ交付システム」(平成26年12月31日現在で11団体稼働)を提供しています。全国の市区町村を対象とした初のクラウドサービスとして多くの稼働実績を持つことから、当期においては政令指定都市を含め全国約100団体から引き合いが相次ぎました。

(3) 法律および制度改正等への対応

番号制度への対応

平成27年10月からスタートする番号制度対応に伴う各種機能の追加を図りました。また、顧客団体の円滑な制度導入を支援するため、「個人番号を適切に管理するために必要な措置(安全管理措置)」に欠かせない情報セキュリティ対策ソリューション(平成27年1月より提供開始)を体系化するとともに、市区町村職員向け研修会を各地で開催しました。

地方公会計の統一的な基準への対応

「『今後の新会計の促進』に関する研究会報告書」(総務省平成26年4月30日公表)を受け、市区町村ではこれまで複数存在していた会計方式が一本化され、原則として平成27年度から平成29年度までの間に「複式簿記の導入」「固定資産台帳の整備」を前提とした統一基準による財務書類等を作成することが求められています。当期においては、新会計基準に対応した公会計システムの提供に向けた分析・設計を進めるとともに、関連サービスである「固定資産管理システム」などの機能強化を図りました。

社会保障と税の一体改革への対応

「社会保障と税の一体改革」により、市区町村ではその対応が急務となっています。このうち社会保障制度改革では、「子ども・子育て」「医療介護」「年金」「貧困・格差・低所得者対策」の分野で各種施策がとられており、当社ではこれらに完全準拠したシステムの提供に向けた分析・設計を進めています。当期においては、平成27年4月にスタートする子ども・子育て支援新制度に向けて対応システムの開発へ取り組みました。また、平成27年度介護保険制度改正に向けて、これに完全準拠したシステムの開発およびユーザーサポート体制の強化を図るため、平成26年12月に組織横断の「介護保険制度改正対応プロジェクト」を発足しました。

4. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷およびデータプリントサービス事業を軸に製造・販売を展開しています。

当期の売上高は、ビジネスフォームの売上が減少したものの、選挙関連商品のスポット受注、官公庁の大口入札案件獲得等などによりデータプリントサービス関連商品の売上高が増加し、前期比4.8%増の売上高となりました。

・連結財政状態に関する定性的情報

1. 資産の部について

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、70,039百万円となり、前連結会計年度末75,266百万円と比較して5,226百万円減少しました。

(1) 流動資産

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は、29,889百万円となり、前連結会計年度末34,944百万円と比較して5,055百万円減少しました。

その主な理由は、現金および預金ならびに売掛金が減少したこと等によるものです。

(2) 固定資産

当第 1 四半期連結会計期間末における固定資産は、40,149百万円となり、前連結会計年度末40,321百万円と比較して、171百万円減少しました。

その主な理由は、長期預金が減少したこと等によるものです。

2 . 負債の部について

(1) 流動負債

当第 1 四半期連結会計期間末における流動負債は、7,440百万円となり、前連結会計年度末13,281百万円と比較して、5,840百万円減少しました。

その主な理由は、未払法人税等、買掛金および賞与引当金が減少したこと等によるものです。

(2) 固定負債

当第 1 四半期連結会計期間末における固定負債は、2,339百万円となり、前連結会計年度末2,078百万円と比較して、261百万円増加しました。

その主な理由は、子会社東京ラインプリンタ印刷株式会社におけるD P S ソリューションセンター建設に伴い、長期借入金が増加したこと等によるものです。

3 . 純資産の部について

当第 1 四半期連結会計期間末における純資産合計は、60,258百万円となり、前連結会計年度末59,906百万円と比較して351百万円増加しました。

その主な理由は、利益剰余金が増加したこと等によるものです。

なお、当第 1 四半期連結会計期間末における自己資本比率は、84.0%となり、前連結会計年度末77.7%と比較して6.3ポイント増加しました。

事業上及び財務上の対処すべき課題

当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

研究開発活動

当第 1 四半期連結累計期間における当社グループの研究開発費の総額は10百万円であります。

また、当第 1 四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成27年2月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年11月11日		
新株予約権の数(個)	281		
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数(株)	28,100	(注)1	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1		
新株予約権の行使期間	自 平成26年12月13日 至 平成61年12月12日		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格	1,570	(注)2
	資本組入額	785	
新株予約権の行使の条件	(注)3		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。		
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4		

(注)1. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 発行価格は、新株予約権の払込金額と行使時の払込金額を合算しております。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位又は使用人の地位を喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。但し、当社の取締役及び監査役の地位並びに使用人の地位を喪失した者が、その地位を喪失した日から10日以内に当社の取締役に就任し、若しくは当社の商業使用人となる場合は、その者は新株予約権を行使することができないものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3)その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に定める新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上表の「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記（注）3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

当社は、以下の 、 、 、 又は の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成26年10月1日～ 平成26年12月31日	-	26,731,033	-	5,700	-	5,409

(6) 【大株主の状況】
当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 213,200	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 26,473,900	264,739	-
単元未満株式	普通株式 43,933	-	-
発行済株式総数	26,731,033	-	-
総株主の議決権	-	264,739	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社 T K C	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	207,700	-	207,700	0.78
株式会社 T K C 出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	-	5,500	0.02
計	-	213,200	-	213,200	0.80

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期連結累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,625	21,304
受取手形及び売掛金	7,685	5,455
たな卸資産	870	701
その他	2,798	2,463
貸倒引当金	37	35
流動資産合計	34,944	29,889
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	5,364	5,821
土地	6,334	6,334
その他(純額)	1,969	1,480
有形固定資産合計	13,668	13,637
無形固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	6,851	7,066
長期預金	12,700	12,200
差入保証金	1,349	1,327
その他	3,006	2,896
投資その他の資産合計	23,908	23,490
固定資産合計	40,321	40,149
資産合計	75,266	70,039
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,296	1,597
短期借入金	328	71
未払金	3,767	2,718
未払法人税等	1,783	25
賞与引当金	2,708	1,070
その他	1,397	1,956
流動負債合計	13,281	7,440
固定負債		
長期借入金	-	420
退職給付に係る負債	1,084	1,175
その他	994	744
固定負債合計	2,078	2,339
負債合計	15,359	9,780

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年9月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	47,399	47,575
自己株式	406	380
株主資本合計	58,102	58,303
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	388	531
その他の包括利益累計額合計	388	531
新株予約権	100	128
少数株主持分	1,315	1,295
純資産合計	59,906	60,258
負債純資産合計	75,266	70,039

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年10月1日 至平成26年12月31日)
売上高	11,322	12,178
売上原価	4,106	4,363
売上総利益	7,216	7,814
販売費及び一般管理費	6,478	6,587
営業利益	737	1,226
営業外収益		
受取利息	5	6
受取配当金	18	22
保険配当金	16	12
受取地代家賃	8	10
持分法による投資利益	5	1
その他	8	8
営業外収益合計	63	61
営業外費用		
支払利息	0	1
為替差損	-	0
その他	-	0
営業外費用合計	0	1
経常利益	800	1,287
特別利益		
固定資産売却益	0	-
特別利益合計	0	-
特別損失		
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	0	8
特別損失合計	0	8
税金等調整前四半期純利益	800	1,279
法人税、住民税及び事業税	21	11
法人税等調整額	359	486
法人税等合計	380	497
少数株主損益調整前四半期純利益	419	781
少数株主損失()	27	32
四半期純利益	447	813

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年10月1日 至平成26年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	419	781
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	421	144
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	422	144
四半期包括利益	842	925
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	862	956
少数株主に係る四半期包括利益	20	31

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が51百万円増加し、利益剰余金が44百万円減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の損益への影響は軽微であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)
減価償却費	434百万円	463百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年12月20日 定時株主総会	普通株式	585	22	平成25年9月30日	平成25年12月24日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年12月19日 定時株主総会	普通株式	583	22	平成26年9月30日	平成26年12月22日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年10月1日至平成25年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	8,909	1,631	781	11,322	-	11,322
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	2	0	383	386	386	-
計	8,911	1,632	1,165	11,709	386	11,322
セグメント利益又は損失()	1,014	195	82	736	0	737

(注)1. セグメント利益の調整額0百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等でありませ

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年10月1日至平成26年12月31日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業	合計		
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	8,866	2,492	818	12,178	-	12,178
(2) セグメント間の内部売上 高又は振替高	4	0	372	377	377	-
計	8,871	2,493	1,191	12,556	377	12,178
セグメント利益又は損失()	1,171	147	95	1,223	2	1,226

(注)1. セグメント利益の調整額2百万円は、セグメント間取引消去額及び棚卸資産の調整額等でありませ

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年10月1日 至平成25年12月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年10月1日 至平成26年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	16円81銭	30円67銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	447	813
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	447	813
普通株式の期中平均株式数(千株)	26,612	26,522
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	16円78銭	30円57銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	59	90
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年2月12日

株式会社 T K C

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野田 裕一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 T K C の平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年10月1日から平成26年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 T K C 及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。